

# 岐阜県公報

第二千三百九十六号  
平成二十四年十一月十三日

(火曜日)

## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定  
兼用工作物の管理の方法についての協議

(用地課) 七三九  
(河川課) 七四〇

### 公示

電子メール及びインターネット接続システム等の再構築及び  
賃貸借・運用保守業務委託に関する仕様書案に対する意見  
見招請に関する公告

(情報企画課) 七四一  
(西濃農林事務所) 七四二

### 正誤

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない  
区域の指定中訂正

(環境管理課) 七四二

## 告示

岐阜県告示第五百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 起業者の名称

神戸町

### 二 事業の種類

神戸町立図書館保全事業（以下「本件事業」という。）

### 三 起業地

#### 1 収用の部分

岐阜県安八郡神戸町大字北一色字北島地内（以下「本件起業地」という。）

#### 2 使用の部分

なし

### 四 事業の認定をした理由

#### 1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、神戸町が事業主体となり、本件起業地において図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館の用に供する施設及び地方公共団体が設置する広場の用に供する施設を保全するもので、法第三条第二十二号及び第三十二号に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判

断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、議決により本件事業の実施の決定を行うとともに、財源措置を講じており、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

神戸町は第四次総合計画において、「豊かな心と創造性を育むまちづくり」を目標に「生涯学習環境の充実」を、「環境と調和したまちづくり」を目標に「公園・緑地の整備」を、「快適な生活を支えるまちづくり」を目標に「都市景観の向上」を行っている。それらに関連し、心豊かに生きるための学習の場及びふれあいを高める情報交流の場として、神戸町立図書館は位置付けられており、児童から高齢者までの学習活動及び情報交流の場として活用されている。

しかしながら、神戸町立図書館が存する本件起業地は借地であり、土地所有者から土地の返還の申出や、土地所有者の相続人から賃貸借契約の破棄の示唆があったことから、事業の継続が危ぶまれている。

本件事業を施行することにより、図書、地域資料等を共有できる情報提供の場及び学習活動の場として、また、地域住民の憩いの場として芝生広場が安定的に利用できることとなり、神戸町の生涯学習の振興はもとより、広く公共の福祉に寄与することが期待できる。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業により、起業地を改変することはないので、周辺環境に与える影響はないものと予測され、失われる利益は小さいと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、社会的条件、地理的条件及び経済的条件を勘案して選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、土地所有者から土地の返還の申出や、土地所有者の相続人から賃貸借契約の破棄の示唆があったことから、事業の継続が危ぶまれている。したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

神戸町役場教育部生涯学習課

岐阜県告示第五百十四号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県可茂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>一 河川の名称 木曾川水系大森川</p> <p>二 河川管理施設の名称又は種類 左右岸堤防</p> <p>三 河川管理施設の位置</p> <p>1 左岸堤防 可児市大森字松伏一七六三番七から</p> <p>同 市同 字竜沢一七七九番一地先まで</p> <p>2 右岸堤防 可児市大森字辻洞一三六三番一七から</p> <p>同 市同 字同 一三九五番三地先まで</p> <p>四 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 可児市長 富田 成輝 住所 可児市広見二丁目一番</p> <p>五 管理の内容</p> <p>1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいづ。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限り。）、改築、維持又は修繕</p> <p>2 路肩に接する法面で、当該路肩から法面一メートルまでの範囲内におけるその維持</p> <p>3 原則として道路専用施設に係る災害復旧</p> <p>六 管理の期間 平成二十四年十月二十三日から道路が存しなくなる日まで</p>	<p>ついで仕様書案の作成が完了したのび、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。</p> <p>平成二十四年十一月十三日</p> <p>岐阜県土木課 中 田 謙</p> <p>1 調遣役務の名称及び数量 電子メール及びインターネット接続システム等の再構築及び賃貸借・運用保守業務一式</p> <p>2 意見の提出方法等</p> <p>(1) 提出期限 平成24年11月30日（金）午後5時（郵送の場合は必着のこと。）</p> <p>(2) 提出先 〒500-8570 岐阜市数田南2丁目1番1号 岐阜県総合企画部情報企画課ネットワーク・システム係 電話 058-272-1111（内線2279）</p> <p>(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。</p> <p>3 仕様書案の交付期間及び交付場所</p> <p>(1) 交付期間 平成24年11月13日（火）から平成24年11月27日（火）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 交付場所 2の(2)に同じ。</p> <p>4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Subject of the materials to be put forward for comment: Reconstruction, lease, and maintenance administration of the e-mail and Internet access system</p> <p>(2) Date and time for the distribution of materials for comment: Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 13 November 2012 through 27 November 2012 (excluding weekends and national holidays)</p> <p>(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 30 November 2012. (Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 30 November 2012.)</p> <p>(4) For further information, please contact:</p>
<p>公 二六</p>	
<p>電子メール及びインターネット接続システム等の再構築及び賃貸借・運用保守業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告</p> <p>電子メール及びインターネット接続システム等の再構築及び賃貸借・運用保守業務に</p>	

Network and System Section, Information Policy Planning Division,  
 Department of Prefectural Policy Planning, Gifu Prefectural Government  
 2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570  
 Tel: 058-272-1111 Ext. 2279

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
安 八 町 南 部 土 地 改 良 区	平 成 二 四 ・ 一 〇 ・ 三 一

正 誤

(原稿誤り)

平成二十四年十月二十三日第二千三百九十号 土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならぬ区域の指定（岐阜県告示第四百八十二号）七〇二頁上段前から三行目中「第三十一条第一項」は、「第三十一条第二項」の誤り。

平成二十四年十一月十三日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
 岐阜県 岐阜市 数田南二丁目一番一

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社